

政府操作飼料の買受人及び指定工場等に対する指導監督及び立入調査実施要領

(平成13年3月31日付け12生畜第1869号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知)
(最終改正：平成22年9月30日付け22生畜第1314号農林水産省生産局長通知)

第1 目的

本要領は、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号。以下「法」という。）及び別に定める政府が売り渡す輸入飼料（以下「政府操作飼料」という。）の売渡しに関する通知（以下「関係通知」という。）に基づき農林水産省の職員が行う、政府操作飼料の売渡し、加工、証明等の業務についての適切な指導監督及び法第9条の規定に基づく立入調査の方法等を定めることにより、当該業務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 指導監督の実施

1 指導監督の対象

指導監督の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法に基づき政府から政府操作飼料を買い受けた者（「単体飼料用輸入丸粒大麦売渡実施要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1868号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知。以下「丸粒大麦売渡要領」という。）に規定する買受人（以下「丸粒大麦買受人」という。）を除く。）（以下「買受人」という。）
- (2) 丸粒大麦買受人及び丸粒大麦売渡要領に定める共同利用施設の管理責任者及び「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年7月1日付け21総食第102号農林水産省総合食料局長通知。以下「SBS要領」という。）に定める丸粒大麦を使用する畜産経営者（以下「丸粒大麦買受人等」と総称する。）、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）により指定を受けた加工工場（以下「指定工場」という。）の代表者（以下「指定工場代表者」という。）及び「飼料用輸入麦証明事務取扱要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1867号食糧庁長官、農林水産省生産局長通知。以下「証明要領」という。）に基づく証明（以下「証明」という。）を買受人から委託された者（以下「委託証明実施者」という。）

2 指導監督の実施者

指導監督の実施者は、買受人、丸粒大麦買受人等、指定工場代表者又は委託証明実施者（以下「指導監督対象者」と総称する。）の所在地を管轄するそれぞれの地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）（以下「地方農政局長等」という。）とする。

3 輸入数量等の通知

農林水産省生産局長（以下「局長」という。）は、SBS要領第19の5に定める「特別売買契約に係る飼料用輸入麦輸入状況報告書」の提出があったときは、該当する地方農政局長等にその写しを送付するものとする。

また、局長は、SBS要領Ⅱの第14の規定に基づく転売又は貸付けの承認を行った場合は、当該承認に係る飼料用輸入麦について、地方農政局長等に対し、転売又は貸付けに係る飼料用輸入麦について、転買し又は借り受けた者の氏名又は名称及び住所、保管場所、数量その他必要事項を連絡するものとする。

4 指導監督の方法及び内容

地方農政局長等は、1の指導監督対象者が本要領及び関係通知の規定に基づき、その業務を適正に実施するよう指導監督を行うとともに、当該指導監督が効果的なものとなるようあらかじめその実施方法等について定めておくものとする。

また、地方農政局長等は、指定工場において加工された政府操作飼料を譲り受けた者に対しても、法の趣旨等を踏まえ、適正な流通が行われるよう協力を求めるものとする。

(1) 買受人に対する指導監督等

- ① 地方農政局長等は、証明を自ら又は一部委託により行う買受人に対しては、職員を派遣して指導監督を実施するものとする。
- ② 地方農政局長等は、①に該当する買受人以外の買受人に対しては、必要に応じ職員を派遣して指導監督を実施するものとする。
- ③ ①及び②の指導監督の実施方法については、(3)に準ずるものとする。

(2) 丸粒大麦買受人等に対する指導監督

地方農政局長等は、丸粒大麦買受人等に対して少なくとも半年に1回職員を派遣して指導監督を行うものとする。

この場合の指導監督の実施方法については以下によるものとする。

① 畜産経営者に関する指導監督

ア 封印の確認

丸粒大麦が、畜産経営者まで封印が解除されることなく運送されていることを点検する。

イ 関係帳簿書類の整備

丸粒大麦の受払状況について丸粒大麦売渡要領に定める単体飼料用輸入丸粒大麦搬入使用台帳（以下「搬入使用台帳」という。）に適正に記帳させるとともに、その整備状況及び保存状況の点検を行う。

ウ 全量使用の確認

丸粒大麦の在庫数量を確認し、また、搬入使用台帳に記載された数量を畜産経営者備付けの伝票等と照合確認するほか、認定申請時の届出の内容に比べ、家畜の飼養頭羽数及び丸粒大麦以外の飼料の購入量に増減がないか調査を行うとともに、丸粒大麦の実際の給与方法等を聴取し、売り渡した丸粒大麦が確実に家畜の飼料として使

用されていることを確認する。

エ 大麦の作付状況等の確認

畜産経営者が大麦を作付けしている場合は、毎年度最初の指導監督時にその作付面積、生産量、売渡状況等を聴取する。

② 共同利用施設に関する指導監督

ア 封印の解除等の確認

丸粒大麦が、共同利用施設まで封印が解除されることなく運送されていることを点検する。

イ 関係帳簿書類の整備

丸粒大麦の受払状況について単体飼料用輸入丸粒大麦搬入利用台帳（以下「搬入利用台帳」という。）に適正に記帳させるとともに、その整備状況及び保存状況の点検を行う。

ウ 全量使用の確認

丸粒大麦の在庫数量を確認し、また、搬入利用台帳に記載された数量を共同利用施設備付けの伝票等及び①の確認の結果等と照合確認するほか、共同利用施設の管理責任者から丸粒大麦の加工状況、丸粒大麦以外の飼料の購入量の増減等を聴取し、売り渡した丸粒大麦が確実に家畜の飼料として利用されていることを確認する。

③ 販売業者に関する指導監督

ア 関係帳簿書類の整備

丸粒大麦の販売状況を単体飼料用輸入丸粒大麦販売台帳（以下「販売台帳」という。）に適正に記帳させるとともに、その整備状況及び保存状況の点検を行う。

イ 使用状況の確認

販売台帳に記載された数量を販売業者備付けの伝票等並びに①及び②の確認の結果等と照合確認する。

(3) 指定工場代表者及び委託証明実施者に対する指導監督

地方農政局長等は、指定工場及び委託証明実施者に対して、必要に応じて職員を派遣して指導監督を行うものとし、実施日はそれぞれ加工日又は証明実施日に合わせるものとする。

この場合の指導監督の実施方法については以下によるものとする。

① 指定工場代表者に関する指導監督

ア 証明に使用する証明印及び証票等の確認

指定工場において行う証明の際に使用する証票類（証明要領等に規定する証票類をいう。）が、証明要領の第2の5の様式2から6に基づく証票類と相違ないか、また適切な使用が行われているかを確認する。

イ 関係帳簿書類の整備

指定工場にあっては工場指定要領に定める種類用途別及び契約種別ごとの「飼料用輸入麦受払台帳」及び「加工及び加工品受払台帳」

を整備させるとともに、関係帳簿書類（台帳作成の基礎となる製造及び経理関係の帳簿、書類、伝票等）の整備状況の点検、照合等を行う。

ウ 台帳に記載された数量の確認

(ア) 飼料用輸入麦の入庫数量の確認

輸送機関の送り状、貨物受領証等により、入庫数量を日別に照合確認する。

(イ) 加工数量の確認

製造日報等により、加工数量を日別に照合確認する。

(ウ) 加工品（製品）の販売（出庫）数量の確認

売上台帳、販売（出庫）伝票等により、販売（出庫）数量を日別に照合確認する。

エ 適正加工の実施

指定工場に保管され、又は売り渡された飼料用輸入麦が、関係通知に規定された加工方法及び規格により、適正に加工されるよう、次の点に留意した上で指導する。

(ア) 飼料用輸入小麦又は飼料用輸入大麦を原料に単体飼料を製造する指定工場

単体飼料用輸入小麦又は単体飼料用輸入大麦の変形加工品が関係通知に規定される加工方法で適正に生産されていることを確認する。

この場合、買受人と指定工場とが締結している委託加工契約書を参照し、変形加工品が適正に生産されるよう指導する。

また、外皮の除去による変形加工を行う指定工場にあっては、外皮受払台帳等による外皮の発生及び受払状況等の確認により外皮の除去割合に応じた変形加工品が適正に生産されるよう指導する。

なお、特に飼料用と食糧用と双方を取り扱っている指定工場については、飼料用から食糧用への転用等の不正行為が行われないよう厳に監督する。

(イ) 飼料用輸入小麦又は飼料用輸入大麦を配合飼料の原料用に使用する指定工場

配合飼料用輸入小麦又は配合飼料用輸入大麦の加工品が関係通知に規定される加工方法で生産され、かつ、生産された加工品の全量が指定工場において配合飼料（関税率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第2条第1号の条件を備える配合飼料をいう。以下同じ。）の原料用として確実に使用されるよう指導する。この場合、加工品の使用数量について当該指定工場が整備する関係帳簿書類を提示させるとともに、必要に応じ、税関長に提出する配合飼料生産に関する報告書の写しを参照して

確認する。

オ 加工及び譲渡の状況の把握

地方農政局長等は、指定工場から「加工完了報告書」の提出があったときは、第2の3の「特別売買契約に係る飼料用輸入麦輸入状況報告書」及び委託証明実施者からの証明結果報告書と照合することにより、原料麦の加工数量、加工品（製品）の生産数量及び譲渡（使用）の状況について確認を行う。

カ 報告

地方農政局長等は、オの確認を2ヶ月ごとに様式1に取りまとめて局長に報告する。

② 委託証明実施者に関する指導監督

ア 施設、器具及び関係帳簿書類の整備

証明要領等に定める器具、施設及び関係帳簿書類の整備状況について確認し、日別に確実に記帳するよう指導するとともに、必要に応じ委託証明実施者から説明を求める。

イ 飼料用輸入麦の証明に関する指導監督

(ア) 単体飼料用輸入小麦及び単体飼料用輸入大麦変形加工品の証明が的確に行われているかを確認する。

(イ) 配合飼料用輸入小麦及び配合飼料用輸入大麦の証明が的確に行われているかを確認する。この場合、当該指定工場が税関長に提出している配合飼料生産に関する報告書等の写しを参照する。

(ウ) (ア)及び(イ)の確認に当たっては、当該指定工場が整備する関係帳簿書類により照合させるとともに、必要に応じ、原料及び加工品（製品）の在庫数量について確認する。

(エ) 単体飼料用輸入大麦変形加工品の包装表示事項等の確認に当たっては、証明要領等に基づき的確に実施させるほか、運送途中の破袋等に備えるための詰替用の包装容器を必要とする場合は、不正使用防止の観点等から無印の空袋を使用させる。

(オ) 委託証明実施者が行う証明に際し、必要に応じ説明を求め、又は指導を行い、証明が適正に実施されるよう措置する。

第3 立入調査の方法及び内容

地方農政局長等は、第2による指導監督を実施した結果を総合的に判断し、買受人、丸粒大麦買受人等及び指定工場代表者に対して適正な加工及び証明を実施する観点から、必要があると認めた場合は、法第9条第1項の規定に基づく立入調査（以下「立入調査」という。）を実施するものとする。この場合、実施については局長に報告の上でその指示の下で実施するものとする。

なお、立入調査の実施に当たっては、同条第2項に定める身分を示すとともに、関係者から請求があった場合には、いつでもこれを呈示するものとする。

第4 売買契約等違反及び不適正加工等に対する措置

地方農政局長等は、第3の立入調査の結果、関係通知に定める売渡条件違反又は指定工場の不適正加工が認められたときは、速やかに局長にその旨報告するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、政府操作飼料の売渡しに係る指導監督及び立入調査の実施に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

本通知は、平成22年10月1日から施行する。

様式1

平成 年 月 日

生産局長 殿

〇〇農政局長

飼料用輸入麦の加工状況等報告書

大麦

買受人	輸入業者名	荷渡指 図書交 付日	配合・ 単体	契約年 月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日	加工後の状況			証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考		
										工場名／農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒				配合飼料	単体飼料	丸粒					

小麦

買受人	輸入業者名	荷渡指 図書交 付日	配合・ 単体	契約年 月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	加工後の状況		証明完了年 月日	加工完了報 告書	備考				
										工場名	所在県	配合飼料	単体飼料				配合飼料	単体飼料							

(注) 1 会計年度別に、大麦、小麦を記載する。 2 買受人は、全農、工業会、全麦連、全酪連、全飼協、全畜連、全開連、肉事協、日鶏連の略称を使用する。 3 輸入業者名は、組合貿易、AZL、三井、丸紅、伊藤忠、豊田通商等の略号を使用する。 4 用途変更日は、配合から単体への変更等を記入する。 5 産地国は、米、加、豪、露、ウクライナ等で記入する。